

火災のない楽しいレジャー

行楽シーズンになり、キャンプやバーベキューなど、屋外でレジャーを楽しむ方が増える時期になりました。火災のない楽しいレジャーにするため、次のことに注意しましょう。

- 火気を扱う際は
 - ・まわりに燃えやすいものを置かない
 - ・火のそばから離れない

行楽シーズンの火災予防

- ・木炭は完全に消火してから片付ける
- カセットコンロは
 - ・火気のそばで使用しない
 - ・2台並べて使用しない
 - ・換気の悪いところで使用しない
 - ・ボンベのカバーに少しでも覆いかぶさる鉄板や鍋は使用しない

旅館・ホテルを利用される方へ

- 宿泊室から2通り以上の避難経路、非常口などの案内図を参考に、実際に歩いて確認しておきましょう
 - たばこの火は完全に消えたことを確認し、寝タバコは絶対にやめましょう
 - 非常用懐中電灯や消火器、避難器具などを確認しておきましょう
- ※万一、火災が発生した場合は、慌てることなく従業員の指示に従ってください。



6月8日に消防演習を実施します

訓子府消防団の消防演習が6月8日(土)14時から訓子府小学校グラウンドと市街地で行われます。消防団の士気高揚と地域住民防災思想の普及を図るため、ポンプ操法、放水訓練、模擬火災訓練、分列行進などを実施します。

また、訓子府小学校スクールバンドによる演奏、認定こども園わくわく幼年消防クラブ員の放水訓練も実施しますので、皆さんのご観覧をお願いします。

■問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

危険物安全週間

6月2日(日)～8日(土)

危険物安全週間とは、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制を呼びかけるとともに、皆さんの危険物に対する意識の高揚と啓発を目的としています。

消費税の軽減税率制度に関する説明会開催のお知らせ

北見税務署では、すべての事業者の方を対象に消費税の軽減税率制度に関する説明会を次のとおり開催します。

- とき 6月11日(火)
 - ① 14時30分～15時30分
 - ② 16時～17時

○ところ
農業交流センター会議室(元町92番地)

- 内容
①軽減税率制度(対象品目・帳簿および請求書

- などの記載方法など)の概要
- ②適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要
- ③軽減税率制度に対応するための中小事業者への支援措置について

○申込み 事前の申し込みは不要ですが、混雑の状況などにより、参加できない場合があります

- 問合せ
 - ・訓子府町商工会 (☎ 47-2241)
 - ・北見税務署総務課 (☎ 23-7151)

医療機関での個別子宮がん検診・乳がん検診を実施

医療機関での子宮がん検診(頸部がん検診・体部がん検診)・乳がん検診を実施します。受診を希望される方は、福祉保健課健康増進係までお申し込みください。受診に必要な受診票をお渡します。



○個別子宮がん検診の検査内容・対象者・自己負担額

区分	検診の種類	対象者	自己負担額
子宮がん検診	子宮頸部がん検診	今年度20歳以上となる女性	1,200円
	子宮体部がん検診	子宮頸部がん検診を受診された方で不正出血などの症状のある方など	1,000円
乳がん検診	マンモグラフィ検診(二方向)	今年度40～49歳となる女性	1,300円
	マンモグラフィ検診(一方向)	今年度50歳以上となる女性	1,100円

※昨年度に乳がん検診(マンモグラフィ検診)を受診された方は、対象外となります。
※平成28年度から国の乳がん検診の指針の改正により、マンモグラフィ検診のみとなりました。ただし、一部の医療機関では視触診を実施する場合があります。

○期間 6月1日～令和2年3月31日(年度末は混雑しますので、お早めに受診してください)

■問合せ 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

児童手当現況届のお願い

現在、中学校3年生までの児童を養育されている方は、6月に児童手当現況届の手続きが必要となります。

この届け出により、引き続き児童手当の受給要件を満たしているかどうかの確認と所得制限に該当する世帯かどうかについての確認を行い、下表のとおり支給します。所得制限以上の世帯については、年齢区分に関係なく中学生までの児童1人につき一律5,000円の支給額となります。

(前年6月の現況届で所得制限に該当していた受給者が、今回の現況届で所得制限非該当となった場合は通常の児童手当の支給額となります)

なお、この届け出をされない場合、受給資格があっても6月以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

年齢区分など	支給額(月額)
0～3歳未満	15,000円(一律)
3歳～小学校修了前	10,000円(一律) (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円(一律)
所得制限以上の世帯	5,000円(一律)

- 届出期限 6月3日(月)～28日(金)まで
- 対象者 現在、中学校3年生までの児童を養育されている方
- 持参するもの
 - ・印鑑
 - ・対象児童と父母の健康保険証(コピー可)
 - ・受給される方と対象となる児童の住所が異なる場合、児童が属する世帯全員の住民票が必要となります



■問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

